

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○厚生労働省令第三十六号（平成十四年三月二十六日）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）の施行に伴い、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第八号、第二項及び第五項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び同条第二項中「貯水^{そう}槽」を「貯水槽」に改める。

第四条の三（見出しを含む。）中「こん虫」を「昆虫」に改める。

第九条第二号ト、第十七条第七号及び第二十条第一項第一号中「こん虫」を「昆虫」に改める。

第二十三条中「第十二条の二第一項第五号」を「第十二条の二第一項第七号」に、「こん虫」を「昆虫」に改める。

第二十四条の見出し中「通常的管理」を「総合的管理」に改め、同条中「第十二条の二第一項第六号」を「第十二条の二第一項第八号」に改め、「空気環境」を「空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下この条において「運転等」という。）並びに空気環境」に、「給水せん」を「給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓」に、「並びに給水せん」を「並びに給水栓」に改める。

第二十五条中「及びその事業」を「、その事業」に改め、「資格」の下に「その他の事項」を加え、同条第一号ハを削り、同条第二号ロ中「その後」を「修了した日から」に改め、同条に次の二号を加える。

四 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第二十六条中「及びその事業」を「、その事業」に改め、「資格」の下に「その他の事項」を加え、同条に次の二号を加える。

三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合しているこ

と。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準）

第二十六条の二 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第三号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

イ 電気ドリル及びシャー又は二ブラ

ロ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）

ハ 電子天びん又は化学天びん

ニ コンプレッサー

ホ 集じん機

ヘ 真空掃除機

二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

三 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第二十七条中「同条第一項第三号」を「同条第一

項第四号」に、「及びその事業」を「、その事業」に改め、「資格」の下に「その他の事項」を加え、同条第二号を次のように改める。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器
 - ロ フレームレス原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置
 - ハ 光電分光光度計又は光電光度計
 - ニ ガスクロマトグラフ
 - ホ 蒸留装置及び還流冷却装置
 - ヘ 電子天びん又は化学天びん

第二十七条に次の二号を加える。

- 四 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第二十八条中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に、「及びその事業」を「、その事業」に改め、「資格」の下に「その他の事項」を加え、同条第二号を次のように改める。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 揚水ポンプ
 - ロ 高圧洗浄機
 - ハ 残水処理機
 - ニ 換気ファン
 - ホ 防水型照明器具
 - ヘ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

第二十八条第二号中「機械器具等」を「機械器具」に改め、同条に次の二号を加える。

- 六 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(建築物排水管清掃業の登録基準)

第二十八条の二 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第六号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
 - ロ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
 - ハ ワイヤ式管清掃機
 - ニ 空圧式管清掃機
 - ホ 排水ポンプ
- 二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 三 第二号の機械器具は、排水管の清掃に専用の

ものであること。

- 四 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣が指定する排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

- 五 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

- ハ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

- ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

- 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第二十九条の見出し中「建築物ねずみこん虫等防除業」を「建築物ねずみ昆虫等防除業」に改め、同条中「同条第一項第五号」を「同条第一項第七号」に、「及びその事業」を「、その事業」に改め、「従事する者の資格」の下に「その他の事項」を加え、同条第二号を次のように改める。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
 - ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
 - ハ 噴霧機及び散粉機
 - ニ 真空掃除機
 - ホ 防毒マスク及び消火器

第二十九条第二号中「機械器具等」を「機械器具及び防除作業に用いる薬剤」に改め、同条第三号中「こん虫」を「昆虫」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「こん虫」を「昆虫」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一号を加える。

- 五 ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第三十条の見出し中「建築物環境衛生一般管理業」を「建築物環境衛生総合管理業」に改め、同条中「同条第一項第六号」を「同条第一項第八号」に、「及びその事業」を「、その事業」に改め、「資格」の下に「その他の事項」を加え、同条第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、同条第六号を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

第三十条に次の二号を加える。

七 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること

ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること

八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

第三十一条第二項第四号中「清掃作業の実施方法」を「清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」に改め、同条第三項第三号中「空気環境の測定の実施方法」を「空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」に改め、同条第七項中「第十二条の二第一項第六号」を「第十二条の二第一項第八号」に改め、同項第一号中「測定及び」を「調整及び測定、給水及び排水の管理並びに」に改め、同項第七号中「清掃、空気環境の測定及び飲料水の水質検査の実施方法」を「清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査

並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第三十条第六号」を「第三十条第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三十条第五号」を「第三十条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が第三十条第五号に規定する者であることを証する書類

第三十一条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第十二条の二第一項第五号」を「第十二条の二第一項第七号」に改め、同項第一号中「こん虫」を「昆虫」に改め、同項第二号中「機械器具等」を「機械器具及び防除作業に用いる薬剤」に改め、同項第三号中「こん虫」を「昆虫」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第二十九条第五号」を「第二十九条第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「ねずみ、こん虫等の防除作業の実施方法」を「ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第十二条の二第一項第四号」を「第十二条の二第一項第五号」に

改め、同項第一号中「貯水槽」を「貯水槽」に改め、同項第二号中「機械器具等」を「機械器具」に改め、同項第三号申「貯水槽」を「貯水槽」に改め、同項

第五号中「飲料水の貯水槽の清掃作業の実施方法」を「飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 法第十二条の二第一項第六号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面

三 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条の二第四号に規定する者であることを証する書類

四 第二十八条の二第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面

五 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を

記載した書面

第三十一条第四項中「第十二条の二第一項第三号」を「第十二条の二第一項第四号」に改め、同項第四号中「飲料水の水質検査の実施方法」を「飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第十二条の二第一項第三号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 空気調和用ダクトの清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面

二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行なう者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条の二第二号に規定する者であることを証する書類

三 第二十六条の二第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面

四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

第三十三条第一項第四号を次のように改める。

四 第三十一条第二項第二号若しくは第四号、第三項第二号若しくは第三号、第四項第二号若く

は第四号、第五項第三号若しくは第四号、第六項第三号若しくは第五号、第七項第三号若しくは五号、第八項第三号若しくは第五号又は第九項第二号、第三号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する書面に記載された事項

附 則

(施行期日)

1 この省令は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項第六号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの省令の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当該登録に係る事業に関する限りにおいて、この省令の施行の日から起算して六年間は、この省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第二十四条、第三十一条第七項及び第三十三条第一項の規定は、なお効力を有する。